くすふれ愛だより

６月号

【編集発行】
玖珠地区コミュニティ
運営協議会
http://www.kusu-community.jp/
【事務局】
くすふれあいホール
（玖珠自治会館）
７２－１５１１

おらが地域の”やる気”を応援！

平成二十三年度
童話の里コミュニティ推進事業
補助制度を活用ください

町民自ら考え・自ら行う地域づくり、地域の特性や個性を活かした地域づくりを支援するため、玖珠町が取り組んでいる「平成二十三年度童話の里コミュニティ推進事業」【表１】について、玖珠地区コミュニティでは、今年度新たに地域で行われる団体活動に対して、**大区毎に十万円**を上限とする補助金枠を設けた「団体活動等推進事業」の取組みを行うとともに、地元負担金の一部について基金の取崩しを行い補助することとしましたのでお知らせします。

なお、団体活動等推進事業の取組み例や補助率については下記のとおりですが、申請する場合は**区長さん**と協議して下さい。

皆さんの地区の「地域づくり・村おこし」にコミュニティ推進事業の補助制度をぜひご活用ください。

【表1】
童話の里コミュニティ推進事業

補助対象となる事業（具体例）

①チャレンジ枠
　ものづくり等　交流・観光等
　田舎暮らし等　小規模集落等

②ソフト事業枠
　衣装・道具経費　祭り・イベント経費
　その他特別に認める事業経費

③ハード事業枠
　広場・公園等　景観整備等
　その他特別に認める事業経費

①～③の事業について、町が認めたものは、200万円を上限として、補助対象事業費の3分の2以内を町から補助

④コミュニティ推進枠
　コミュニティ推進のための実施される 経費

団体活動等推進事業の例

・○○地区の自治会が名所を守るため荒れた雑木を伐採する。
・○○地区の青壮年組織が「ホタルのすみか再生とイベント」
・○○地区の女性グループが「加工品開発」をして試食する。
・○○地区の老人会が「手作り玩具」を復活し、児童と遊ぶ。
・○○グループが・・・をきっかけに都市との交流を始めた。
・○○水路の浄化に取り組む団体の支援、魚の放流など。

補助率ついて

１．【表１】①～③の「童話の里コミュニティ推進補助事業」に係るものについては、地元負担金額のうち３分の１を補助。
２．【表１】④のうち「地区団体活動等推進事業」に係るものについては、
　(1) 大区毎の事業費が１０万円までは、全額補助。
　(2) 事業費が１０万円を超え、３０万円までは事業費から１０万円を差し引いた金額の２分の１を補助。
　(3) 事業費が３０万円を超える場合は、全体の補助率を３分の２とし、算出された金額から１０万円を差し引いた金額を補助。

◎詳しいことは、事務局（72-1511）までお問い合わせください。

東日本大震災 義援金

玖珠地区コミュニティでは、被災された方を支援するための募金活動を引き続き行っています。皆さまの温かいご協力をお願いします。

五月の義援金額　４，０７８円を玖珠町役場を通じて寄付させていただきました。

（累計　６０，８１８円）